

伊那市移住体験住宅 利用案内

1 制度概要と利用申請

(1) 目的

- ・伊那市への移住・定住の促進を図るため、最大30日間の移住暮らしが体験できる「移住体験住宅」を提供します。

(2) 利用条件

- ・伊那市を移住候補地として検討している方及びその家族
- ・伊那市移住・定住相談窓口等において、事前に移住相談を受けている又は受ける予定の方

(3) 移住体験住宅の利用について

- ・利用期間は、30日（29泊30日）以内を基本とします。
- ・利用開始（入居）日、退去日はともに、平日（市役所開庁日）を基本とします。
- ・入居は平日の午後1時から午後3時、退去は平日の午前9時から正午までを基本とします。（応相談）
- ・利用を希望する場合は、電話またはメール（j kz@inacity.jp）等にて施設予約状況をご確認のうえ仮予約をしてください。（市役所からのシーツレンタルをご希望の場合、その旨お知らせください。）
- ・利用日の10日前までに「伊那市移住体験住宅利用申込書（様式第1号）」（押印不要）と、申込者の住所が分かる身分証明書の写しを郵送またはメールにてお申し込みください。

(4) 利用予約の受付及び使用料の納付についての案内

- ・申込書を受領した後、利用の可否について「移住体験住宅の予約完了について」を送付いたしますので、当日ご持参、またはご提示ください。
- ・使用料は原則、利用開始日に伊那市役所にてお支払いいただきます。
- ・予約を取り消す場合は、原則として7日前までに伊那市地域創造課までご連絡ください。（キャンセル料は掛かりません。）

(5) 申込先

〒396-8617 長野県伊那市下新田 3050 番地

伊那市 企画部 地域創造課 移住定住促進係

電話：0265-78-4111（内線 2253） F A X：0265-74-1250 E-mail： j kz@inacity.jp

【地図】



○伊那市役所

【所在地】

〒396-8617

長野県伊那市下新田 3050 番地

【電話】

0265-78-4111(内線 2251・2253)

【庁舎 4 階フロア図】



2 入居時 ※1、2号（山寺）と3、4号（高遠）で流れが異なります

【1、2号（山寺）】

- ・前日までに到着予定時間をご連絡いただき、当日はまず、市役所4階の地域創造課にお越しください。その場で施設やごみ出し等について説明いたします。
- ・料金納入等の各種手続きが終わりましたら、体験住宅に向かっていただき、利用開始となります。（車でのご来訪を推奨します。）

【3、4号（高遠）】

- ・前日までに到着予定時間をご連絡いただき、当日はまず、市役所4階の地域創造課にお越しください。（車でのご来訪を推奨します。）
- ・施設やごみ出し等について説明させていただき、料金納入等の各種手続きが完了したら、現地に向かっていただき、利用開始となります。

3 滞在期間中

(1) 滞在中の行動について

- ・滞在中の行動について制限はございません。ただし、地域の自治会行事等へ積極的に参加をお願いいたします。

(2) 利用中に発生したごみについて

- ・移住体験住宅近くの指定ごみ集積場に、決められた日時にお出しいただきます。
- ・指定ごみ袋は市で用意いたしますが、ごみの分別ルールを厳守してください。(可燃ごみ袋は、家族構成等によって調整させていただきます。)
- ・退去日までに出すことのできなかったごみ等については、お持ち帰りください。

(3) 非常時の連絡方法

- ・夜間や休日など、市役所が閉庁している場合で、緊急に担当者と連絡を取りたい場合は、次のとおり対応してください。

①伊那市役所の宿直又は日直に電話してください。(電話番号：0265-78-4111)

※「移住体験住宅の利用者」であることをお伝えください。

②用件を伝えるか、地域創造課担当者からの連絡が欲しい旨をお伝えください。

③宿直又は日直から担当者へ連絡後、折り返し連絡をいたします。

4 退去時

(1) 施設の清掃

- ・滞在期間中及び退去前には、利用者による清掃をお願いいたします。
- ・次に入居利用する方が気持ちよく施設を利用できるよう、ご配慮ください。

(2) 鍵の返却

- ・退去前日までに、市役所への来庁予定時間についてご相談ください。
- ・鍵の返却は、市役所にて承りますので、施錠後、ご自身で市役所にお越しください。入居時にお渡しする報告書、アンケートも回収いたしますのでご協力をお願いいたします。
- ・鍵の返却後、職員が移住体験住宅に伺い、施設の清掃状況と備品等を確認します。
- ・万が一、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失が認められる場合、利用者の責任において現状に復旧していただきます。

(3) その他

- ・忘れ物をした場合、地域創造課まで速やかにご連絡ください。
- ・忘れ物は一定期間は地域創造課で保管しますが、連絡がない場合は処分させていただくことがあります。

5 その他

(1) 注意事項

【遵守事項】

- ・お出掛けや就寝時には必ず施錠し、又施設を正しく使用してください。
- ・趣旨をご理解いただき、ルールを守ってご利用ください。移住体験住宅の敷地内の雪かき等を適宜行うなど環境整備にご協力ください。
- ・火気の取り扱いに注意するとともに、寒冷期には給排水の凍結にも十分注意してください。
- ・移住体験住宅内での喫煙はご遠慮ください。

【禁止行為】

- ・公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれのある行為
- ・移住体験住宅の改修や増改築
- ・施設内及び敷地内へのペットの持ち込み
- ・土地の形質の変更 など

【原状回復】

- ・移住体験住宅の利用終了時は、速やかに原状回復し、搬入した物品等を撤去してください。

(2) 消耗品について

- ・トイレトーパーや洗剤、シャンプー・ボディソープ、市指定ごみ袋等の消耗品はご用意しておりますが、その他必要な消耗品は適宜利用者の負担によりご準備ください。
- ・伊那市では環境への配慮から、ごみの分別等が細分化されています。ごみの削減および分別に配慮いただき、ごみ袋の使用数も最少となるようご協力をお願いいたします。

(3) 免責事項

- ・利用期間中に生じた損害等について、伊那市及び移住・定住相談窓口担当者は一切責任を負いかねます。

6 施設紹介

(1) 移住体験住宅1号・2号(山寺)

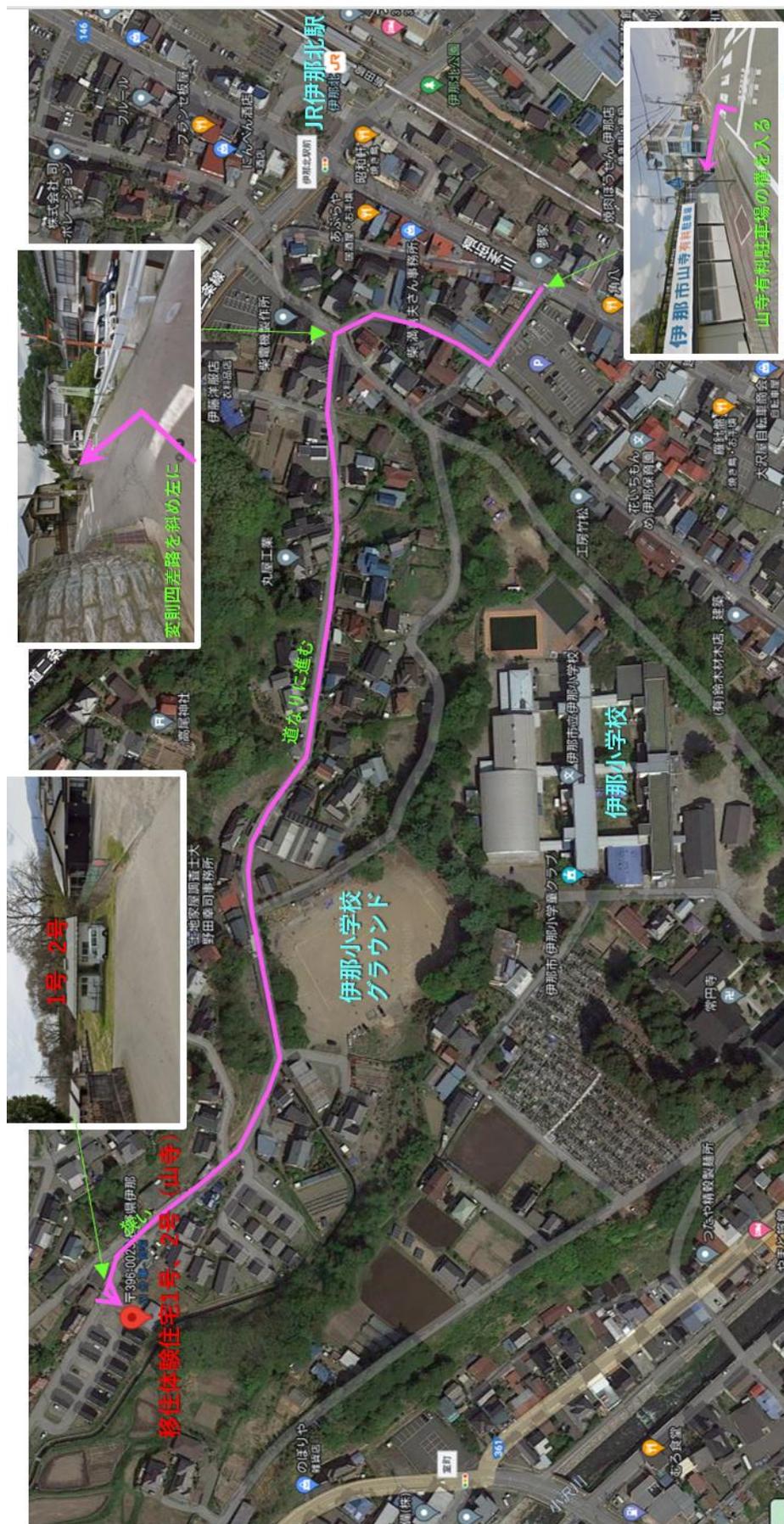
【利用料・設備等】

住所	伊那市山寺 2545 番地 10 移住体験住宅1号または2号
利用料	利用人数、利用日数に関わらず 25,000 円(令和 8 年 4 月 30 日以前の利用)もしくは 30,000 円 (令和 8 年 5 月 1 日以降の利用) ※ 電気・水道・ガス、及び Wi-Fi (無線 LAN) の代金を含む。 ※ ただし、令和 8 年 4 月 30 日までに利用申込書をご提出いただいた場合は、従前の使用料となります。 ※ シーツレンタル時は、利用開始日にレンタル代 1,200 円/組が必要です。 ※ 石油ファンヒーターの灯油は別途個人負担 (退去までに利用者にて補給)
建築年	平成 2 年
設備	冷蔵庫、洗濯機、ガスコンロ (2 口) 電子レンジ、炊飯器、電子ケトル、まな板・包丁、食器 (最低限)、テレビ、掃除機、Wi-Fi、石油ファンヒーター、こたつ、扇風機、寝具 2 組 (シーツ必要な場合は要申込み)、物干し竿 等 ※ エアコンの設置はありません。(R8 設置予定)
その他	敷地内に駐車スペース有

【写真】



【地図】(周辺拡大)



(2) 移住体験住宅3号・4号(高遠町)

【利用料・設備等】

住所	伊那市高遠町西高遠 486 番地 2 移住体験住宅3号または4号
利用料	利用人数、利用日数に関わらず 30,000 円(令和 8 年 4 月 30 日以前の利用)もしくは 35,000 円 (令和 8 年 5 月 1 日以降の利用) ※ 電気・水道・ガス、及び Wi-Fi (無線 LAN) の代金を含む。 ※ ただし、令和 8 年 4 月 30 日までに利用申込書をご提出いただいた場合は、従前の使用料となります。 ※ シーツレンタル時は、利用開始日にレンタル代 1,200 円/組が必要です。 ※ 石油ファンヒーターの灯油は別途個人負担 (退去までに利用者にて補給)
建築年	昭和 58 年
設備	冷蔵庫、洗濯機、ガスコンロ (2 口)、電子レンジ、炊飯器、電子ケトル、包丁、まな板、食器 (最低限)、テレビ、掃除機、Wi-Fi、石油ファンヒーター、ローテーブル、扇風機 (1 台)、寝具 4 組 (シーツ必要な場合は要申込み)、物干し竿、ハンガー数本等 ※ エアコンの設置はありません。(R8 設置予定)
その他	敷地内に駐車スペース有

【写真】



【間取り】



※ 3号・4号ともに同じ間取り

【地図】 (周辺図)



【地図】（拡大図）



【地図】（体験住宅の直近）

